

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年3月10日)

【件名】

- 1 鳥取県保健医療計画の中間見直しに係るパブリックコメントの実施結果について
(医療政策課)・・・2
- 2 第2期鳥取県国民健康保険運営方針(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(医療・保険課)・・・6

福祉保健部

鳥取県保健医療計画の中間見直しに係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月10日

医療政策課

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間 令和3年2月8日（月）から2月26日（金）まで

(2) 周知方法

- ・医療政策課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
- ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- ・鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会の各委員、関係団体等への意見募集の通知
- ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載

(3) 意見数 15件（6名）

(4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
【精神疾患】 依存症対策について、県で作成している「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」と連携、整合性を図ってほしい。	【計画に盛り込み済】 「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール健康障害対策に係る取組を推進していくこととしており、引き続き、同計画とも連携を図りながら取組を進めていく。
【精神疾患】 精神科医、精神福祉士等を確保してほしい。	【計画に盛り込み済】 精神科医を含めた医師確保については、「鳥取県医師確保計画」に基づき取組を進めていくこととしている。 また、精神福祉士については、精神障がい者の自立と社会参加を進める上で役割が大きくなっていることから、精神福祉士を対象とした研修会の開催を通じて、資質の向上に取り組むとともに、精神福祉士を含めた医療従事者を確保することとしている。
【医師】 医学部の枠を広げ、医師の数を増やしてほしい。	【計画に盛り込み済】 医師確保については、「鳥取県医師確保計画」に基づき取組を進めていくこととしており、引き続き、大学等と連携して医師確保に努めていく。
【結核・感染症対策】 感染症専門の医師を確保してほしい。	【計画案に反映する】 感染症対策の重要性を踏まえ、公衆衛生業務に係る医師確保や感染症に関する専門的な知識を有する人材育成等の取組を進めることについて記載する。
【その他】 コンビニ受診の抑制をしてもらいたい。	【計画に盛り込み済】 上手な医療のかかり方やコロナ禍でも健康管理が重要であることについて、県のホームページや新聞広報等により普及啓発に取り組んでいるところであり、医療機関の適正受診の促進や、かかりつけ医の必要性を認識してもらうため、引き続き、必要な広報活動を実施していくこととしている。

2 計画（中間見直し案）の概要

(1) 計画の期間 平成30年度から令和5年度までの6年間

(2) 計画の趣旨

- ・医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画
- ・地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築に向け、5疾病6事業、医療従事者の確保等の各種取組を推進するもの

(3) 計画改定のポイント

国の指針等を踏まえた指標及び記載事項の見直し、現行計画策定後の変化等を踏まえた見直し、介護保険事業支援計画等の関連計画との整合性等

3 今後の予定

令和3年3月12日 令和2年度第3回鳥取県地域医療対策協議会で最終案を検討

令和3年3月17日 第91回鳥取県医療審議会に最終案を諮問

令和3年4月1日 新計画の施行

鳥取県保健医療計画（一部改定案）〔概要版〕

- 県民の皆さんに良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、平成30年4月に鳥取県保健医療計画（第7次計画）を策定し、各種取組を推進している。
- この計画において、在宅医療等その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は、見直しを行うものとしている。
- 令和2年度が、その中間見直しの時期にあたることから、国の指針やこれまでの計画の進捗状況等を踏まえつつ、計画を見直し、必要事項の追加や資料の時点修正、指標の追加など所要の変更を行う。

〔計画の基本方針〕

- 住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立
- 医療機関の役割分担・連携により地域において必要な医療を適切な場所で切れ目なく提供される体制の確立
- 保健・医療・介護（福祉）の連携のもと、希望すれば在宅で療養できる医療提供体制の確立
- 保健医療の提供を支える医療従事者の確保

〔計画の期間〕

平成30年度から令和5年度までの6年間

〔計画の主な記載事項〕

5 疾病 6 事業対策	がん	脳卒中	心筋梗塞等の心血管疾患	糖尿病	精神疾患	
	小児医療	周産期医療	救急医療	災害医療	へき地医療	在宅医療
医療従事者の確保と 質の向上対策	医師	歯科医師	看護師・准看護師	助産師	保健師	薬剤師
	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	など	

※上記のほか、臓器等移植対策、難病対策、歯科保健医療対策等の課題別対策や、基準病床数等を記載。

〔計画の構成〕

第1章 計画に関する基本的事項

（記載内容）

1. 計画策定の趣旨
2. 基本方針
3. 計画の位置づけ
4. 医療計画の期間
5. 計画の推進体制
6. 計画の点検及び見直し

第2章 鳥取県の現状

（記載内容）

- 1 人口、2 人口動態、3 予防・保健に関する状況、4 受療の動向

第3章 地域医療構想

（記載内容）

平成28年12月に策定した「鳥取県地域医療構想」のとおり（別冊）

第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

（記載内容）

- 第1節 疾病又は事業別対策（5疾病6事業対策）
- 第2節 医療従事者の確保と資質の向上
- 第3節 課題別対策

第5章 基準病床数

- 1 保健医療圏の設定
- 2 基準病床数

第6章 地域保健医療計画

東部保健医療圏地域保健医療計画 中部保健医療圏地域保健医療計画 西部保健医療圏地域保健医療計画

【計画の主な改定内容】

第1章 計画に関する基本的事項

字句修正

第2章 鳥取県の現状

統計値等の時点修正

第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

項目	主な見直し内容
第1節 疾病又は事業別対策（5疾病6事業対策）	
①がん対策	○鳥取大学医学部附属病院と県立中央病院のがんセンターの連携により、東部圏域におけるがん医療提供体制の強化を図るとともに、併せて、がん診療連携拠点病院とがん診療連携拠点病院に準じる病院との病病連携の推進を図ることにより、がん医療の質の向上に繋げることを追記
②脳卒中対策	○脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病を含む循環器病に係る目標や取組等については、本計画によるほか、令和2年度策定予定の「鳥取県循環器病対策推進計画」によることを記載 ○「鳥取県循環器病対策推進計画」との整合性を踏まえ、虚血性心疾患及び脳血管疾患の年齢調整死亡率に関する目標値を追加 ○脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病の疾病予防を図る上で重要な生活習慣病対策については、小児から高齢者まで幅広く取組を進める必要があり、別に策定する「鳥取県健康づくり文化創造プラン」及び「食のみやことっとり～食育プラン～」により取組を推進することを記載
③心筋梗塞等の心血管疾患対策	
④糖尿病対策	
⑤精神疾患対策	○統計値等の時点修正
⑥小児医療（小児救急を含む）	○令和2年4月策定の「鳥取県医師確保計画」との整合性を踏まえ、小児医療に従事する医師確保対策の推進などについて記載を充実
⑦周産期医療	○令和2年4月策定の「鳥取県医師確保計画」との整合性を踏まえ、産婦人科医の確保策の推進などについて記載を充実 ○「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」が全市町村で設置され、目標値を達成したことからこれを削除し、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の整備に関する目標値に変更 <目標値> ・市町村子ども家庭総合支援拠点設置目標：19市町村（R4年度まで）
⑧救急医療	○平成30年3月に鳥取県ドクターヘリが運行開始したことに伴い、取組状況等について記載を追記
⑨災害医療	○県内全ての病院の業務継続計画（BCP）の策定を推進するため、既に策定済である災害拠点病院以外の病院におけるBCP策定率に関する目標値を設定
⑩へき地医療	○令和2年4月策定の「鳥取県医師確保計画」との整合性を踏まえ、へき地医療を担う医師の確保対策について記載を充実 ○看護職員の確保について、令和元年7月策定の「鳥取県2025看護職員需給推計」を踏まえ、需要数等の記載を追記
⑪在宅医療	○地域包括ケアの推進など令和2年度策定予定の「鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画～鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン～」との整合性確保に関する記載を追記 ○高齢化の進展等により将来発生が見込まれる在宅医療の新たな需要に対応するため、在宅医療の提供体制強化を推進することを追記 ○現状の目標値が令和2年度までとされていることから、計画終了年である令和5年度までの目標値を設定 <主な目標値> ・在宅療養支援診療所・病院数 現状（R2）87か所→目標（R5）91か所 ・訪問診療実施件数 現状（H29）5,814件→目標（R5）6,414件 ・在宅療養後方支援病院数 現状（R2）2病院→目標（R5）3病院 ・在宅看取りを実施している診療所・病院数 現状（H29）35か所→目標（R5）38か所

項目	主な見直し内容
第2節 医療従事者の確保と資質の向上	
①医師	○別冊として、令和2年4月に策定した「鳥取県医師確保計画」を位置付け
②歯科医師	○統計値等の時点修正
③看護師・准看護師	○令和元年7月策定の「鳥取県2025看護職員需給推計」を踏まえ、需要数等の記載を追記 ○看護師資格の取得を目指す准看護師を支援することを追記
④助産師	○統計値等の時点修正
⑤保健師	○統計値等の時点修正
⑥薬剤師	○統計値等の時点修正
⑦理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	○統計値等の時点修正
⑧歯科衛生士・歯科技工士	○統計値等の時点修正
⑨救急救命士	○統計値等の時点修正
⑩その他保健医療従事者	○統計値等の時点修正
⑪介護サービス従事者	○鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画～鳥取県の高齢者の元気と福祉のプラン」との整合性を図るため目標値を修正 <目標値> ・介護事業所に勤務する介護職員 現状 (H24) 10,097人→目標 (R7) 11,815人 ○介護事業所で働く介護助手の採用者数に関する記載を追加
第3節 課題別対策	
①医療安全対策	○字句修正
②結核・感染症対策	○新型コロナウイルス感染症や新たな感染症にも対応するため、PCR・抗原検査体制の拡充整備、医療提供体制の確保、積極的疫学調査の実施など、感染拡大防止に必要な対策の実施の必要性などを課題として追記 ○新型コロナウイルス感染症の対応状況を踏まえ、公衆衛生業務に係る医師確保や育成等による保健所の体制整備を行うことや感染症に関する専門的な知識を有する人材を育成することなどを追記
③臓器等移植対策	○統計値等の時点修正
④難病対策	○統計値等の時点修正
⑤アレルギー疾患対策	○令和2年度に鳥取大学医学部附属病院がアレルギー疾患医療拠点病院に選定されたことに伴う記載を追記
⑥高齢化に伴い増加する疾患等対策	○高齢者の特徴、フレイルの早期の発見及び早期の対処の重要性などについて追記
⑦歯科保健医療対策	○歯科治療の重要性、治療が必要なむし歯のある児童生徒への早期受診を推進について追記 ○鳥取県歯科保健推進計画(歯と口腔の健康づくりとっとりプラン)との整合性を図るため目標値を修正 <目標値> ・フッ化洗口に取り組む施設数(4歳～14歳まで) 乳幼児期 施設の増加 現状(H28) 54%→目標(R5) 65%以上 学齢期 市町村の増加 現状(H28) 2市町村→目標(R5) 全市町村
⑧血液の確保・適正使用対策	○統計値等の時点修正
⑨医薬品等の適正使用	○統計値等の時点修正
⑩医療に関する情報化	○統計値等の時点修正
⑪医療機関の役割分担と連携	○統計値等の時点修正
⑫外来医療	○別冊として、令和2年4月に策定した「鳥取県外来医療計画」を位置付け

第6章 地域保健医療計画

現状や統計値等の時点修正

第2期鳥取県国民健康保険運営方針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月10日
医療・保険課

鳥取県国民健康保険運営方針（案）の策定に当たりパブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 募集期間 令和3年2月9日（火）から2月26日（金）まで
- (2) 周知方法
 - ・医療・保険課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・新聞広告の掲載
- (3) 意見総数 延べ 5件（3名）
- (4) 応募のあった主な意見及び対応方針

項目	意見概要	対応方針
納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法	国は令和4年度からの未就学児の均等割の軽減方針を示しており、運営方針においても子どもの均等割減免について触れるとともに、軽減年齢や軽減割合の引き上げなどより積極的な方針を示すべき。	【方針案には反映しない】 未就学児に係る均等割額の減免措置の導入については、国民健康保険法に盛り込まれる予定であり、法律の規定に基づいて当然に実施していくものであるため、重ねて運営方針として記載する必要はないと考えている。 なお、軽減年齢や軽減割合の引き上げについては今後の制度要望の参考とさせていただきます。
	保険料は各自自治体が決めるのが当然であり、保険料水準の平準化を進めるためには連携会議だけでなく、少なくとも方針を決めるための首長の会議が必要。	【方針案に反映する】 今後、保険料水準の平準化を具体的に検討するに当たって、必要に応じ首長の意見を聴く機会を設けることを運営方針案に盛り込む方向とする。
	保険料水準の平準化を目指すより、国費の投入を求めるべき	【方針案には反映しない】 国保財政の健全化と安定化を図り、持続可能な制度とするためには、保険料水準の平準化は重要と考えており、見直しは考えていない。 なお、国による財政支援の強化については従来から国に要望しているところであり、引き続き要望していきたい。
	医療機関に多く受診する人は、多くの保険料を負担するしくみを導入すべき。	【方針案には反映しない】 保険料に関しては、公的医療保険制度は、誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の多寡にかかわらず保険料を負担してお互いに支え合う制度だと考えているため、ご意見のような見直しは考えていない。
医療に要する費用の適正化の取組	【方針案に盛り込み済み】 御意見を踏まえ、運営方針を策定していきたい。	

2 運営方針（案）の概要

- (1) 対象期間
令和3年4月～令和6年3月（3年間）
- (2) 運営方針の位置付け
国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、県と市町村が国保事業を運営していくための指針
- (3) 策定方針
第1期運営方針を見直しする視点で第2期運営方針を策定する。
- (4) 第2期運営方針見直しのポイント
 - ・県の取組の他、市町村の取組を定め、これらの取組を定期的に分析し、評価し、改善につなげていくというPDCAサイクルを確立する。
 - ・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取り組み、国交付金を活用し財政基盤の強化を図る。
 - ・保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、将来的には保険料水準の統一を目指す。
 - ・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画を策定し、県と市町村の国保保健事業を見直す。

3 今後のスケジュール

- 3月15日 国民健康保険運営協議会に運営方針の最終案を諮問、答申
3月下旬 運営方針の策定

第2期鳥取県国民健康保険運営方針の概要

《理念》 国民皆保険と持続可能な国保制度の堅持

一 基本的事項

- 1 策定の目的**
県と市町村が一体となり国保の事業を共通認識の下で実施する。
- 2 策定の根拠規定**
国民健康保険法第82条の2
- 3 運営方針の対象期間**
令和3年4月～令和6年3月（3年間）
- 4 PDCA サイクルの確立**
 - ・毎年度、県運営協議会に報告・評価
 - ・見える化の推進
 - ・保険料水準平準化のためのKPI設定（地域差の解消）
- 5 運営方針の見直し**
- 6 運営方針の公表**
- 7 各種計画との整合性**
- 8 第1期運営方針の取組状況**
 - ・平成30年度国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調にスタートを切り、新制度の定着や国保財政の安定化に向け、県と市町村が連携して運営を行っている。
 - ・納付金について、医療費水準を反映させない取扱いは、影響を考慮して、その実施時期及び段階的な対応などを検討中
 - ・市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みを検討中
 - ⇒ 県も保険者として保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化につなげることを目的として、市町村支援のための県国保保健事業を実施
- 9 主な見直し内容**
 - ・県の取組の他、市町村の取組を規定
 - ⇒ KPIの設定とPDCAサイクルの確立
 - ⇒ 見える化の推進
 - ・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取組む、国交付金を活用し財政基盤の強化を規定
 - ・保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指すことを規定
 - ・収納率目標から一定割合を超えた収納率を達成した市町村に交付金の追加交付を規定（将来目標：97%）
 - ・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画の策定と、県と市町村の国保保健事業の見直しを規定

二 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し**
 - (1) 保険者及び被保険者等の状況
 - (2) 医療費の動向
- 2 財政収支の改善**
 - (1) 市町村国保の財政運営の現状
 - (2) 国保の財政運営の考え方
 - (3) 県国保特別会計の考え方
- 3 赤字解消・削減の取組、目標年次等**
 - (1) 解消・削減すべき赤字の定義等
 - (2) 赤字解消・削減の取組
- 4 財政安定化基金の運用**
 - (1) 財政安定化基金の設置
 - (2) 市町村の財政調整基金
 - (3) 財政安定化基金の運用の基本的な考え方
 - (4) 激変緩和への活用
- 5 保険者努力支援制度を活用した財政基盤の強化**
国交付金による納付金総額の引き下げ

三 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

- 1 基本的な考え方**
保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指す。
- 2 納付金の算定方法**
国の基準に示された算定方式を基本とし、納付金の額は、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定する。
- 3 保険料(税)水準のあり方**
 - (1) 基本的な考え方
将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体的な意見を伺い、県運営協議会に諮る。
 - (2) 保険料(税)の現状
- 4 標準保険料率の算定方法**
県が行う市町村標準保険料率の算定方法は、国の基準に示された算定方式を基本として算定する。
なお、標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として活用できるよう、その算定方式について具体的な検討を進める。

四 保険料（税）の徴収の適正な実施

1 保険料（税）徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は94.81%（令和元年度）と上昇傾向にある。
⇒ 市町村ごとの収納率は、町村部が高く、市部は低い傾向にある。

2 収納対策

- ・収納不足に対する要因分析と収納率目標の設定
⇒ 収納率の向上を図るため、次表の「保険者規模別収納率」と「標準的収納率」（市町村の直近3か年の平均）のいずれか高い率を毎年度の「収納率目標」とする。（将来目標：97%）

年間平均一般被保険者数	保険者規模別収納率
5千人未満	95%
5千人以上～3万人未満	93%
3万人以上	91%

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

- ・県の取組
- ・市町村の取組

四の2 資格管理の適正な実施

1 資格管理の現状

2 資格管理の適正化対策

- ・県の取組
- ・市町村の取組

五 保険給付の適正な実施

1 保険給付の現状

- (1) 療養の給付
- (2) 療養費等の支給
- (3) その他

2 保険給付の適正化対策

- (1) 療養の給付
 - ・県の取組
広域的な観点での保険給付の点検
レセプト点検の充実強化
 - ・市町村の取組
レセプト点検の充実強化
- (2) 療養費等の支給
以下の項目について、県と市町村の取組を規定
 - ・海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金
 - ・柔道整復師の施術

3 その他

- (1) 第三者求償の取組強化
- (2) 大規模な不正請求事案への対応
- (3) 高額療養費の多数回該当の取扱い

六 医療に要する費用の適正化の取組

1 取組の方向性

- (1) 市町村の健康づくりへの取組評価・促進策
- (2) データヘルスの推進
 - ・県データヘルス計画の策定
⇒ 県全体の国保保健事業の指針
 - ・県・市町村の取組を規定
- (3) 適正化に資する取組に対する財政支援等
2号交付金、国交付金（ヘルスアップ事業）を活用
- (4) 医療費適正化計画との関係
⇒ 健康寿命の延伸と適正化対策の推進。地域差の解消

2 健康の保持増進の推進

以下の項目ごとに、現状、県と市町村の取組を規定

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導
- (2) 糖尿病性腎症の重症化予防
- (3) その他の生活習慣病に係る重症化予防
- (4) 重複服薬・多剤投与対策の推進
- (5) 医療費通知の実施
- (6) 広く被保険者に対して行う予防・健康づくり
- (7) たばこ対策
- (8) 高齢期における口腔の健康づくり
- (9) 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施

3 適切な医療の効率的な提供の推進

以下の項目ごとに、現状、県と市町村の取組を規定

- (1) 適正受診の推進
- (2) 後発医薬品の普及促進
- (3) 重複受診や頻回受診等に係る適正受診の指導

七 市町村が担う事務の効率化の推進

1 推進方針

費用対効果を考慮し、市町村事務の効率化に資するものを優先的に検討

2 第1期運営方針での合意事項

3 第2期運営方針で検討する項目

- (1) 費用対効果を考慮し、市町村事務の効率化に資するものを優先的に検討
- (2) 事業実施の方法の考え方
県データヘルス計画で保健事業の実施方法を検討
⇒ 市町村単独実施、圏域実施、県実施、委託実施

八 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携 九 市町村相互間の連絡調整

1 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携

他の保険（後期高齢医療、被用者保険、介護保険等）との連携

2 生活困窮者自立支援制度との連携

3 市町村及び国保連合会との連携